

情報公開審査会答申の概要

答申第 990 号（諮問第 1420 号及び第 1422 号）

件名：愛知県消費者行政推進会議資料等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 8 月 14 日、同月 24 日、同年 9 月 11 日、同年 10 月 6 日及び同月 26 日

2 原処分

平成 27 年 8 月 28 日、同年 9 月 7 日、同月 25 日、同年 11 月 19 日及び同年 12 月 9 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 8 月 31 日、同年 9 月 28 日、同年 10 月 6 日、同年 11 月 25 日及び同年 12 月 18 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 27 年 12 月 24 日及び平成 28 年 1 月 13 日

5 答申

令和 4 年 2 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表 1 の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以降も同様とする。）は、県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室（当時。以下「多文化共生推進室」という。）が管理する文書のうち、平成 27 年度に愛知県が主催した愛知県消費者行政推進会議の資料である。文書 2 及

び文書 3 は、多文化共生推進室が管理する文書のうち、平成 27 年度に多文化共生推進室の室長が作成した復命書である。文書 4 は、多文化共生推進室が管理する文書のうち、平成 27 年度の多文化共生推進室の室長の旅行命令簿の内容が分かる文書である。文書 5 から文書 8 までは、県民生活部社会活動推進課（当時。以下「社会活動推進課」という。）が管理する平成 26 年度及び平成 27 年度の文書のうち、愛知県教育委員会から入手した文書及び愛知県教育委員会へ発出した文書である。文書 9 は、社会活動推進課に所属していた各職員の開示請求日の直近の旅行命令の一覧である。文書 10 及び文書 11 は、テレビ番組「SKEのあいちテル」に係る打合せの結果をまとめた文書である。文書 12 から文書 18 までは、社会活動推進課が、平成 26 年度及び平成 27 年度に内閣府から入手した文書及び内閣府へ発出した文書である。

実施機関は、これらの文書のうち別表 2 の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、文書 1 から文書 4 までに係る決定に対して条例第 7 条第 2 号、第 4 号に該当しない旨を、文書 5 から文書 8 までに係る決定に対して条例第 7 条第 2 号に該当しない旨を、文書 9 に係る決定について条例第 7 条第 2 号に該当しない旨を、文書 10 及び文書 11 に係る決定に対して条例第 7 条第 2 号、第 3 号イに該当しない旨を、文書 12 から文書 18 までに係る決定に対して条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 5 号、第 6 号に該当しない旨を主張していることから、これらの主張に係る不開示部分が条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 4 号、第 5 号又は第 6 号に該当するか否かについて、以下判断する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、文書 1 には愛知県警察本部の係長の氏名、文書 4 には職員番号、個人の住所地が分かる部分、自宅発着の旅行の場合の出発地コード及び帰着地コード、文書 5、文書 6、文書 7、文書 10 及び文書 11 には個人の氏名、文書 8 には生年月日、経歴及び個人の住所地の市区町村名、文書 9 には職員番号、住

所地の市区町村名、自宅発着の旅行の場合の出発地コード及び帰着地コード、文書 14 及び文書 17 には子どもと家族・若者応援団表彰及び社会貢献青少年表彰に係る被推薦者個人の住所や生年月日、経歴等が記載されていることが認められた。

これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、愛知県警察本部の係長は公務員であるが、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号）第 3 条の 2 に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号ただし書ハの適用を除外されているところ、当該係長は、警部補以下の職にある警察職員であるため、同号ただし書ハに該当しない。

そのほか、これらの情報が同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書 9 において不開示とした公署発着の場合の出発地コード及び帰着地コードは、システムを開発した法人のノウハウに係る情報であるとのことである。

また、実施機関によれば、文書 11 のうち連絡先として不開示とした部分には、株式会社の担当者への直通電話番号が記載されており、文書 14 及び文書 17 における推薦調書等のうち法人等に係る部分には、当該法人等の具体的な活動内容や活動に関する市民等からの評価に関する情報等が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、当該法人等の内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書2において不開示とされた警察庁職員の氏名は、警部及び同相当職以下の職にある警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官の氏名であり、警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になれば、それを手掛かりに、犯罪等を企図する者が、何らかの有益な情報を得ようと、あるいは都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害するために接近、懐柔しようとするのが考えられ、当該職員がこれを拒絶すれば、本人への攻撃はもちろん、家族への攻撃や報復も予想されることから、ひいては警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性があるとのことである。

また、当審査会において警察庁組織令（昭和29年政令第180号）の内容を確認したところ、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官は、国際的な犯罪捜査や外国人による組織犯罪の取締り等に関する事務をつかさどるものであると認められた。

これらのことから、当該警察職員の氏名は、公にすることにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められた。

よって、警察庁職員の氏名は、条例第7条第4号に該当する。

(7) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検

討する。

イ 当審査会において文書 17 の内容を見分したところ、平成 27 年度の子どもと家族・若者応援団表彰及び社会貢献青少年表彰の推薦のために県の機関の内部における審議、検討又は協議に際して用いた資料であり、これらの検討段階の資料を公にすれば、外部からの圧力により推薦に向けた率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められた。

よって、文書 17 における推薦調書等は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(8) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 文書 12、文書 13、文書 15、文書 16 及び文書 18 において不開示とした内閣府職員の個人メールアドレスは、これを公にすることで、当該職員の担当事務とは無関係な問い合わせや意見等が寄せられるなどにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

また、当審査会において文書 14 及び文書 17 において不開示とした推薦調書等を見分したところ、被推薦者である個人や法人等に関する情報が記載されており、これらを公にすることにより、将来の推薦業務に際して被推薦者の協力が得られず、適切な推薦に向けた正確な情報の把握が困難となることや、外部からの圧力により率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることから、県の機関が行う推薦事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

よって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(9) 実施機関のその他の主張について

ア 愛知県警察本部の係長の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 4 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

イ 警察庁職員の氏名は、条例第 7 条第 4 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

ウ 公署発着の場合の出発地コード及び帰着地コードは、条例第 7 条第 3 号イに該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

エ 内閣府職員の個人メールアドレスは、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開

示情報に該当する。

(10) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 諮問	2 対象行政文書		3 一部開示決定日	4 異議申立日
第 1420 号	文書 1	平成 27 年度愛知県消費者行政推進会議（平成 27 年 5 月 20 日）	平成 27 年 9 月 25 日	平成 27 年 9 月 28 日
	文書 2	復命書（平成 27 年 9 月 1 日）		
	文書 3	復命書（平成 27 年 9 月 4 日）		
	文書 4	旅行命令簿（室長分）		
第 1422 号	文書 5	・平成 26 年 11 月 18 日付け 26 社活第 1924 号「平成 26 年度「家庭の日」県民運動啓発ポスターの審査結果について（通知）」	平成 27 年 8 月 28 日、同年 9 月 7 日	平成 27 年 8 月 31 日、同年 10 月 6 日
	文書 6	・平成 27 年 1 月 8 日付け 26 社活号外「平成 26 年度「家庭の日」県民運動啓発ポスター入賞者への賞状等の送付について（依頼）」		
	文書 7	・平成 27 年 3 月 6 日付け「平成 26 年度「家庭の日」県民運動啓発ポスター募集の愛知県教育委員会後援名義使用の事業報告の提出について」		
	文書 8	・平成 26 年 7 月 18 日付け 26 社活第 998 号「平成 26 年度社会教育功労者表彰（文部科学大臣）の推薦について（回答）」		
	文書 9	・旅行命令一覧（各職員の直近のもの）		
	文書 10	・平成 26 年 6 月 11 日「SKE 48 のあいちテル」打合せ結果		
	文書 11	・平成 27 年 5 月 27 日「SKE 48 のあいちテル」打合せ記録		
	文書 12	・平成 26 年 4 月 11 日付け府子第 135 号-2「平成 26 年度「子どもと家族・若者応援団表彰」及び「社会貢献青少年表彰」被表彰候補の推薦について（依頼）」	平成 27 年 12 月 9 日	平成 27 年 12 月 18 日

1 諮問	2 対象行政文書	3 一部開示決定日	4 異議申立日
	文書 13	・平成 26 年 5 月 21 日付け府子第 214 号-3「平成 26 年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について（依頼）」	
	文書 14	・平成 26 年 6 月 27 日付け 26 社活第 776 号「平成 26 年度「子どもと家族・若者応援団表彰」及び「社会貢献青少年表彰」被表彰候補の推薦について」	
	文書 15	・平成 27 年 4 月 30 日付け府政共生第 482 号-2「平成 27 年度「子どもと家族・若者応援団表彰」及び「社会貢献青少年表彰」被表彰候補の推薦について（依頼）」	
	文書 16	・平成 27 年 5 月 22 日付け府政共生第 592 号-3「平成 27 年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について（依頼）」	
	文書 17	・平成 27 年 7 月 10 日付け 27 社活第 915 号「平成 27 年度「子供と家族・若者応援団表彰」及び「社会貢献青少年表彰」被表彰候補の推薦について」	
	文書 18	・平成 27 年 10 月 1 日付け府政共生第 1227 号「平成 27 年度「子ども・若者育成支援強調月間（11 月）の実施について（依頼）」	

別表 2

1 対象 行政文 書	2 開示しない こととした部 分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を 適用する理由
文書 1	・愛知県警察 職員の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
文書 2	・警察庁職員 の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
文書 3	・ヒヤリング の内容が分か る部分	<p>条例第 7 条第 5 号に該当</p> <p>県の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p>
文書 4	・職員番号 ・個人の住所 地が分かる部 分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
	・出発地コー ド	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別するこ</p>

1 対象 行政文 書	2 開示しない こととした部 分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を 適用する理由
	・帰着地コー ド	とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
文書5 から文 書7ま で及び 文書10	個人の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの、特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
文書8	生年月日、経 歴、市区町村 名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの、特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
文書9	職員番号、市 区町村名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの、特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
	出発地コー ド、帰着地コー ド	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの、特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

1 対象 行政文 書	2 開示しない こととした部 分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を 適用する理由
文書 11	個人の氏名	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、なお個人の利益を害するおそれがあるものが記録されているため
	連絡先	条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
文書 12、文 書 13、 文書 15、文 書 16 及 び文書 18	内閣府職員の 個人メールアドレス	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第 7 条第 6 号に該当 国の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
文書 14	平成 26 年度 「子どもと家族・若者応援 団表彰」及び 「社会貢献青 少年表彰」の 推薦に係る企 業、団体又は 個人名、部門 名、推薦調書 及びその添付 文書	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため 条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う推薦事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
文書 17	平成 27 年度 「子どもと家族・若者応援 団表彰」及び 「社会貢献青	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録され

1 対象 行政文 書	2 開示しない こととした部 分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を 適用する理由
	少年表彰」の 推薦に係る企 業、団体又は 個人名、部門 名、推薦調書 及びその添付 文書	<p>ているため</p> <p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることによ り、当該法人の正当な利益を害するおそれがある ため</p> <p>条例第7条第5号に該当 県の機関の内部における審議、検討又は協議に関 する情報であって、公にすることにより、率直な 意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわ れるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関が行う推薦事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事 務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>